

西暦 2013 年 4 月 1 日

大阪市立大学医学部附属病院  
医薬品・食品効能評価センター  
治験事務局

## 治験責任医師・治験分担医師の要件

### 【治験責任医師の要件】

- ・ 本院において治験責任医師となれるのは、教授、准教授、講師、病院講師又は助教であり、かつ臨床経験 5 年以上の者とする。

### 【治験分担医師の要件】

- ・ 本院において治験分担医師となれるのは、原則、教授、准教授、講師、病院講師、助教、後期臨床研究医、前期臨床研究医又は医員（特任を含む）であり、かつ臨床経験 3 年以上の者とする。